

■ ぐんぎん口座開設アプリ利用規定

※改定箇所を赤字で記載

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p>ぐんぎん口座開設アプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さままたは運転免許証を持たない未成年のお客さまの親権者さま（以下、「親権者」といいます。）が株式会社群馬銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォンアプリ「ぐんぎん口座開設アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を利用する場合に適用します。本アプリを利用する場合、お客さままたは親権者（以下、「お客さま等」といいます。）は本規定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さま等の判断と責任において本アプリを利用するものとします。</p>  | <p>ぐんぎん口座開設アプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さままたは<b>15歳未満</b>のお客さまの親権者さま（以下、「親権者」といいます。）が株式会社群馬銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォンアプリ「ぐんぎん口座開設アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を利用する場合に適用します。本アプリを利用する場合、お客さままたは親権者（以下、「お客さま等」といいます。）は本規定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さま等の判断と責任において本アプリを利用するものとします。</p>   |
| <p><b>第5条 本人確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本サービスのうち所定のサービスを利用する場合は、本人確認書類として運転免許証と健康保険証をスマートフォンのカメラで撮影し送信するものとします。ただし、未成年者の代わりに親権者が本サービスを利用する場合は、親権者の運転免許証と未成年者については当行が定める本人確認書類をスマートフォンのカメラで撮影し送信するものとします。</li> <li>2. 当行は、送信された本人確認書類に基づき、当行所定の方法でお客さま等の本人確認を行うものとします。</li> <li>3. 当行は、送信された本人確認書類を返却しないものとします。</li> </ol> | <p><b>第5条 本人確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本サービスを利用する場合は、本人確認書類として<b>当行所定の本人確認書類（以下、「本人確認書類」といいます。）</b>をスマートフォンのカメラで撮影し送信するとともに、<b>当行所定の方法による容貌の撮影・送信（以下「顔認証」といいます。）</b>を行うものとします。ただし、親権者が本サービスを利用する場合は、親権者の<b>本人確認書類をスマートフォンのカメラで撮影し送信するとともに、親権者の顔認証を行うもの</b>とします。</li> <li>2. 当行は、送信された本人確認書類<b>および顔認証</b>に基づき、当行所定の方法でお客さま等の本人確認を行うものとします。</li> <li>3. 当行は、送信された本人確認書類<b>および容貌の画像</b>を返却しないものとします。</li> </ol> |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>第12条 サービスの概要</b></p> <p>2. 口座開設サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。</p> <p>(1) お客さま等は、本規定及び第10条に掲げる各規定等に定められた内容に同意のうえ、本アプリから申込に必要な情報を入力し、当行所定の本人確認書類（以下、「本人確認書類」といいます。）をスマートフォンのカメラで撮影のうえ、口座開設を申込みとします。</p> <p>(2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、必要な場合は当行所定の本人確認書類を添えて返信します。</p> <p>(3) 当行は、入力された情報や返送された申込書に不備が無く、かつ本人確認書類が正当であると判断した場合に、口座開設および申込内容に応じてキャッシュカードの発行、《GBダイレクト》インターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」といいます。）の契約締結（以下、これらを併せて「口座開設等」といいます。）を行います。本人確認書類に記載された氏名、住所、生年月日が、お客さまの申込内容と一致し、本人確認書類も相当の注意により正当と認められ、送付物も正常に到着したこと等を理由に、当行がお客さま等からの申込と判断して口座開設等を行った場合、このことにより生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。</p> | <p><b>第12条 サービスの概要</b></p> <p>2. 口座開設サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。</p> <p>(1) お客さま等は、本規定及び第10条に掲げる各規定等に定められた内容に同意のうえ、本アプリから、<b>本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、申込に必要な情報を入力</b>のうえ、口座開設を申込みとします。</p> <p>(2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、必要な場合は本人確認書類を添えて<b>当行あてに返送</b>します。</p> <p>(3) 当行は、入力された情報や返送された<b>書類</b>に不備が無く、かつ本人確認書類<b>および顔認証</b>が正当と判断した場合に、口座開設および申込内容に応じてキャッシュカードの発行、《GBダイレクト》インターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」といいます。）の契約締結（以下、これらを併せて「口座開設等」といいます。）を行います。本人確認書類に記載された氏名、住所、生年月日が、お客さまの申込内容と一致し、本人確認書類も相当の注意により正当と認められ、送付物も正常に到着したこと等を理由に、当行がお客さま等からの申込と判断して口座開設等を行った場合、このことにより生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。</p> |
|   | <p><b>第16条 外国籍をお持ちのお客さま</b></p> <p>口座開設サービスは、永住者を除く外国籍の方はご利用いただけません。</p>   |
| <p><b>第16条 インターネットバンキング、電子交付サービスの同時申込</b></p> <p>口座開設サービスの申込時点でインターネットバンキングの契約がない場合は、同時にインターネットバンキングの契約と電子交付サービスを申込みとします。インターネットバンキングの契約者カードは当行所定の方法で送付します。</p>   | <p><b>第17条 インターネットバンキング、電子交付サービスの同時申込</b></p> <p>口座開設サービスの申込時点でインターネットバンキングの契約がない場合は、同時にインターネットバンキングの契約と電子交付サービスを申込みとします。インターネットバンキングの契約者カードは当行所定の方法で送付します。</p>  |
| <p><b>第17条 キャッシュカードの作成</b></p> <p>普通預金の口座開設では、同時にキャッシュカードの作成を申込みとします。キャッシュカードは当行所定の方法で送付します。</p>  | <p><b>第18条 キャッシュカードの作成</b></p> <p>普通預金の口座開設では、同時にキャッシュカードの作成を申込みとします。キャッシュカードは当行所定の方法で送付します。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>第18条 通帳の作成</b></p> <p>一般店舗における普通預金口座、定期預金口座、外貨普通預金口座、外貨定期預金口座の開設では、通帳を発行いたします。通帳は当行所定の方法で送付します。</p>   | <p><b>第19条 通帳の作成</b></p> <p>一般店舗における普通預金口座、定期預金口座、外貨普通預金口座、外貨定期預金口座の開設では、通帳を発行いたします。通帳は当行所定の方法で送付します。</p>  |
| <p><b>第19条 取引店の選択</b></p> <p>口座開設サービスを利用して一般店舗の口座開設の申込を行う場合、お客さま等は取引店を以下のとおり選択するものとします。</p>   | <p><b>第20条 取引店の選択</b></p> <p>口座開設サービスを利用して一般店舗の口座開設の申込を行う場合、お客さま等は取引店を以下のとおり選択するものとします。</p>  |
| <p><b>第20条 サービスの概要</b></p> <p>1. お客さま等は、第3項に定める条件に当てはまる場合に本アプリを利用してカードの再発行を申込みことができ、当行が適当と認めた場合に再発行の手続きを行います（このサービスを以下、「再発行サービス」といいます。）</p>   | <p><b>第21条 サービスの概要</b></p> <p>1. お客さま等は、第3項に定める条件に当てはまる場合に本アプリを利用してカードの再発行を申込みことができ、当行が適当と認めた場合に再発行の手続きを行います（このサービスを以下、「再発行サービス」といいます。）</p>  |
| <p><b>第20条 サービスの概要</b></p> <p>2. 再発行サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。</p> <p>(1) お客さま等は、本アプリから必要な情報を入力し、再発行を申込みこととします。</p> <p>(2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、当行所定の本人確認書類を添えて返信します。</p> <p>(3) 当行は、返送された書類等に不備が無く、かつ本人確認書類が正当であると判断した場合に、再発行の手続を行うものとします。なお、当行が送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日（翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合は諸届けの手続は行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。</p> | <p><b>第21条 サービスの概要</b></p> <p>2. 再発行サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。</p> <p>(1) お客さま等は、本アプリから<b>本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、申込に必要な情報を入力のうえ</b>、再発行を申込みこととします。</p> <p>(2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、<b>当行あてに返送</b>します。</p> <p>(3) 当行は、返送された書類等に不備が無く、かつ本人確認書類<b>および顔認証</b>が正当であると判断した場合に、再発行の手続を行うものとします。なお、当行が送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日（翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合は諸届けの手続は行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。</p> |